橋本委員長	塚本委員	辰馬委員	中道委員	三宅委員
橋本	塚本	辰馬	中道	三宅

公安委員会　第4回定例会議会議録

1　開催日時　平成２６年１月３０日（木）１２：５５ ～ １６：３０

2　開催場所　公安委員会室

3　出席者

(1)　公安委員会

橋本委員長・塚本委員・辰馬委員・中道委員・三宅委員

５名

(2)　警察本部

本部長・総務部長・警務部長・刑事部長・生活安全部長・地域部長・交通部長
警備部長・神戸市警察部長兼首席監察官兼第一方面本部長・第二方面本部長
第三方面本部長・警察学校長・情報通信部長・総務課長・会計課長
警備課長・訟務官・総務課管理官・運転免許課管理官(２名)・県民広報課調査官
暴力団対策課調査官・生活安全企画課調査官・生活環境課調査官

２４名

4　概　要

別紙のとおり

第４回定例会議の概要

（議　題）

１　審議・決裁事項

総　務　部　　●　苦情の受理及び処理の件数について

……資料１

県民広報課調査官から、資料１のとおり、平成26年１月18日（土）から同年１月24日（金）までの間における苦情について、「受理件数は、公安委員会あてが１件、警察あてが12件であり、処理件数は、公安委員会あてが２件、警察あてが16件であった。なお、公安委員会あて苦情１件については文書回答することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

総　務　部　　●　警察手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定（案）について

交　通　部

……資料２

会計課長から、資料２のとおり、「運転免許試験及び駐車監視員資格者講習に係る警察手数料を、現状に見合ったより適正な金額とするため、警察手数料徴収条例の一部を改正することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

警　務　部　　●　放置違反金納付命令処分に対する異議申立てについて（平成25年８月15日（木）受理分）

……資料３

訟務官から、資料３のとおり、「兵庫県公安委員会は、平成25年６月の兵庫県加古郡内における放置駐車に対し、違反車両の使用者である兵庫県加古郡居住の女性に、平成25年８月、放置違反金の納付を命じた。これに対し、申立人から『交差点側端から５メートル以内の違反とあるが、実際の現場はロータリーであり、駐車違反の標識がない。禁止の場所なら標識を立て、万人に分かるように教示することを求める。』と本件納付命令処分の取消しを求める異議申立てがなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを棄却する旨決定した。

●　放置違反金納付命令処分に対する異議申立てについて

（平成25年11月11日（月）受理分）

……資料４

訟務官から、資料４のとおり、「兵庫県公安委員会は、平成25年９月の神戸市中央区内における放置駐車に対し、違反車両の使用者である兵庫県西宮市居住の男性に、平成25年11月、放置違反金の納付を命じた。これに対し、申立人から『私の停めた場所から駐車禁止の標識は見えなかった。道路に白線で枠が描かれており、パーキング・チケットのあるパーキングだと思い停めた。停めた後、パーキング・チケットのボックスを探したがなかったので、トイレに行き、戻ったところで既に貼られた直後であった。』と本件納付命令処分の取消しを求める異議申立てがなされた。」旨の説明があり、審議の上、本件異議申立てを棄却する旨決定した。

刑　事　部

● 暴力団対策法に基づく再発防止命令に係る意見聴取の実施及び公示（案）について

……資料５

暴力団対策課調査官から、資料５のとおり、「指定暴力団六代目山口組の暴力団員による不当贈与要求行為について、今後も類似の暴力的要求行為を反復して行うおそれがあることから、暴力団対策法に基づく再発防止命令を発出するため、これに伴う意見聴取及び公示を行うこととしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

生活安全部

● 風俗営業（社交飲食店Ａ）に係る行政処分（案）について

……資料６

生活環境課調査官から、資料６のとおり、「男性は、風俗営業及び飲食店営業の許可を受け、神戸市内において社交飲食店を経営する者であるが、平成25年９月、営業所において男性遊客に対し、性的サービスを行ったことから、風俗営業及び飲食店営業を42日間停止することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、原案どおり決定した。

● 風俗営業（社交飲食店Ｂ）に係る行政処分（案）について

……資料７

生活環境課調査官から、資料７のとおり、「男性は、風俗営業及び飲食店営業の許可を受け、神戸市内において社交飲食店を経営する者であるが、平成25年９月、営業所において

男性遊客に対し、性的サービスを行ったことから、風俗営業及び飲食店営業を42日間停止することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、原案どおり決定した。

● 風俗営業(社交飲食店C)に係る行政処分(案)について
……資料8

生活環境課調査官から、資料８のとおり、「法人は、風俗営業及び飲食店営業の許可を受け、神戸市内において社交飲食店を経営する者であるが、平成25年９月、営業所において男性遊客に対し、性的サービスを行ったことから、風俗営業及び飲食店営業を42日間停止することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、原案どおり決定した。

● 風俗営業(社交飲食店D)に係る行政処分(案)について
……資料9

生活環境課調査官から、資料９のとおり、「女性は、風俗営業及び飲食店営業の許可を受け、姫路市内において社交飲食店を経営する者であるが、平成25年９月、営業所において男性遊客に対し、性的サービスを行ったことから、風俗営業及び飲食店営業を42日間停止することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、原案どおり決定した。

委員から、「事案を現認してから、実際に処分が下されるまでに時間が掛かっていると思われるので、早めの処理に努めていただきたい。」旨の発言があり、生活安全部長より「迅速な処理に心掛けていく。」旨の説明があった。

交通部　● 意見の聴取等

運転免許課管理官から、次のとおり意見の聴取等に関する説明があり決定した。

1　第４回運転免許処分意見の聴取(1/30)～43名分
2　第４回運転免許処分聴聞(1/30)～４名分
3　自動車等の運転禁止処分（1/30）～１名分

警備部　● 福岡県公安委員会からの援助要求に伴う警察官の派遣(案)について
……資料10

警備課長から、資料10のとおり、「特定危険指定暴力団五代目工藤會対策に万全を期すため、福岡県公安委員会から警

察法第60条第１項の規定に基づく、本県警察官の援助要求がなされたので派遣することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

２　報告事項

総　務　部　●　警察署協議会の開催結果について
（平成25年第４四半期〔10月～12月〕）
……資料11

総務課長から、資料11のとおり、平成25年第４四半期における警察署協議会の開催状況等について報告がなされた。

●　被疑者取調べ監督の実施状況について
（平成25年１月～平成25年12月）
……資料12

総務課管理官から、資料12のとおり、平成25年中における被疑者取調べ監督の実施状況に関し、取調べ室等に対する視認状況、巡察の実施状況、苦情の申出状況、監督対象行為の発生状況及び教養状況等について報告がなされた。

●　平成25年度２月補正予算(緊急経済対策)(案)の概要について
……資料13

会計課長から、資料13のとおり、平成25年度２月補正予算(緊急経済対策)(案)の概要について報告がなされた。

警　務　部　●　平成25年度兵庫県警察駅伝競走大会の実施について
……資料14

警務部長から、資料14のとおり、「平成26年１月31日(金)午前11時から、三木市志染町所在の三木総合防災公園陸上競技場において、『平成25年度兵庫県警察駅伝競走大会』を実施する。」旨の報告がなされた。

●　損害賠償請求事件の応訴について
……資料15

訟務官から、資料15のとおり、「平成25年２月、兵庫県伊丹市内において、伊丹警察署員が物件事故の当事者である原告に事情聴取等したところ、原告運転車両が無車検・無保険であることが判明したことから、所要の捜査を行い、同年５

月、伊丹警察署長は、本件事件を伊丹区検察庁検察官に送致した。本件事案に関し原告は、『免許停止６日間の軽微な道路交通法違反であるにもかかわらず、警察が本件違反を簡易裁判所まで上申したことにより罰金30万円の判決を受け、以来眠れない日が続き自律神経失調症になるなど精神的苦痛を被った。』として、兵庫県に対し、100万円の損害賠償請求訴訟を提起した。原告の主張には理由がないから、警察職員を指定代理人に選任して、請求棄却を求め応訴する。」旨の報告がなされた。

● **裁決取消等請求事件における訴えの変更に対する応訴について**

……資料16

訟務官から、資料16のとおり、「兵庫県川辺郡居住の男性は、平成24年５月、兵庫県尼崎市内において速度違反により検挙された。これにより、同年８月、兵庫県警察本部長は、同人に対して運転免許の効力を30日間停止する処分を決定し執行した。これに対し、原告は、平成24年10月、本件処分の取消しを求める審査請求を申し立て、兵庫県公安委員会は、平成25年２月、この審査請求を棄却裁決した。原告は、平成25年７月、『警察官が特定した違反車両と原告車両は異なる車両であり、私が既に受けた行政処分は不当である。』として、本件処分及び本件裁決の取消しを求め、神戸地方裁判所へ提訴した。原告は、請求の趣旨を、『次回の運転免許証の更新に際して、優良運転者区分の運転免許証の交付を受ける権利を現時点で有していることの確認を求める請求』に交換する、訴えの変更を申し立てた。原告の訴えは不適法であることから、特別担当弁護士を訴訟代理人に、警察職員を指定代理人に選任して、訴えの却下を求めて応訴する。」旨の報告がなされた。

刑　事　部　● **「姫路市網干区における死傷者多数を伴う工場爆発事故事件」の送致について**

……資料17

刑事部長から、資料17のとおり、「姫路市網干区における死傷者多数を伴う工場爆発事故事件について、捜査第一課及び網干警察署は、被疑者５名を業務上過失致死傷罪で送致した。」旨の報告がなされた。

生活安全部　● **ストーカー規制法に基づく警告の実施結果について**

……資料18

生活安全企画課調査官から、資料18のとおり、「ストーカー規制法に基づき、『つきまとい、待ち伏せ、押し掛け、義務無き行為の要求』等を行った４人に対し、それぞれ、生田警察署長、淡路警察署長及び丹波警察署長が警告した。」旨の報告がなされた。

生活安全部
刑　事　部

● 特殊詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進月間の実施について

……資料19

生活安全部長から、資料19のとおり、「平成26年２月１日(土)から２月28日(金)までの１箇月間、『特殊詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進月間』を実施する。」旨の報告がなされた。

警　備　部

● 第５回兵庫県爆発物原料取扱事業者等連絡協議会の開催について

……資料20

警備部長から、資料20のとおり、「平成26年２月７日(金)午後１時30分から、兵庫県警察本部本館21階大会議室において『第５回兵庫県爆発物原料取扱事業者等連絡協議会』を開催する。」旨の報告がなされた。

公安委員会 資料No. 1	苦情の受理及び処理の件数について	平成26年1月30日 総務部

1 受理及び処理件数

○週処理状況

区分＼類型	1月18日(土)～1月24日(金) 受理	処理
公安委員会	1 (1)	2 (2)
警察	12 (1)	16 (2)
合計	13 (2)	18 (4)

○本年処理状況

受理	処理
5 (5)	1 (1)
39 (6)	11 (0)
44 (11)	12 (1)

○処理中

本年	前年	合計
4 (4)	12 (12)	16 (16)
28 (6)	29 (14)	57 (20)
32 (10)	41 (26)	73 (36)

注 ( ) 内は、文書によるものを内数で示す。

2 内容類型別

平成26年1月24日(金)現在

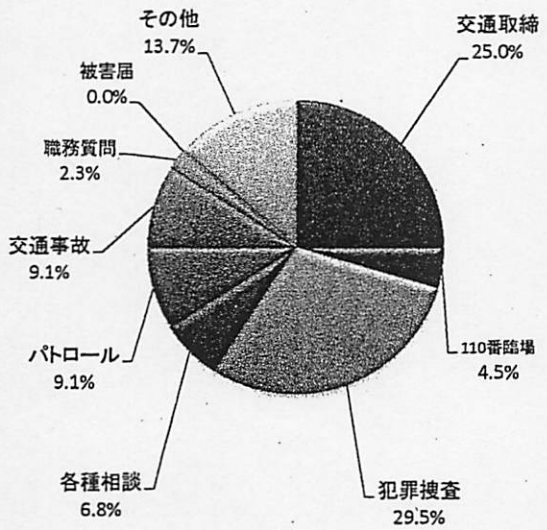

平成25年

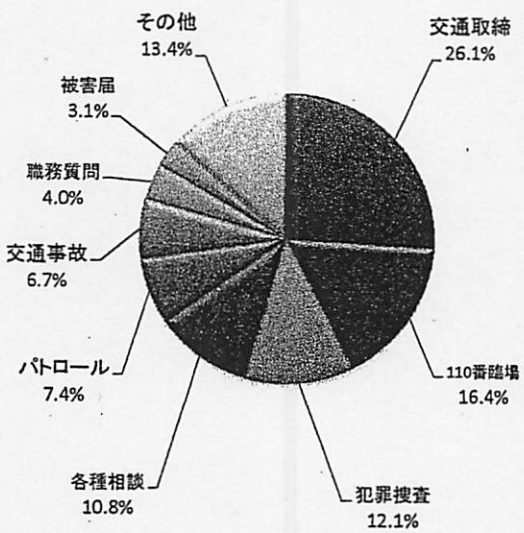

区分	受理件数	交通取締	110番臨場等	犯罪捜査	各種相談	パトロール	交通事故	職務質問等	被害届等	その他
今週報告分	13	5	0	5	1	0	1	0	0	1
本年累計	44	11	2	13	3	4	4	1	0	6
前年同期	46	10	10	2	5	3	2	1	2	11
対比	-2	+1	-8	+11	-2	+1	+2	±0	-2	-5
平成25年	944	246	155	114	102	70	63	38	29	127

公安委員会 □ 指示事項 □ 意見	

公安委員会 資料No. 2	警察手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定（案）について	平成26年1月30日 総務部 交通部

1　制定の理由

道路交通法の一部改正により、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者でその者の免許が取り消された日から起算して３年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）が当該免許の再取得を申請する場合にその者が受けていた免許に係る運転免許試験（適性検査を除く。）を免除することとされること、駐車監視員資格者講習に係る警察手数料について現状に見合った適正な金額とすること等に伴い、規定の整備を行う。

2　改正の概要

(1)　特定取消処分者について警察手数料の金額を定める（別表７の部関係）。

(2)　駐車監視員資格者講習手数料の金額を改める（別表８の部関係）。

(3)　規定の整理を行う（別表７の部関係）。

3　施行期日

(1)　運転免許試験に係るもの

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の施行の日

(2)　駐車監視員資格者講習に係るもの

平成26年４月１日（火）

公安委員会 □　指示事項 □　意　　見	

公安委員会 資料No. 3	放置違反金納付命令処分に対する異議申立てについて （平成25年８月15日(木)受理分）	平成26年１月30日 警務部

１　受理年月日

平成25年８月15日（木）

２　異議申立人

兵庫県加古郡　女性

３　処分の内容

平成25年８月６日（火）付け放置違反金納付命令処分

４　処分の原因

平成25年６月20日（木）、兵庫県加古郡内における放置駐車

５　申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めている。

６　申立ての理由

交差点側端から５メートル以内の違反とあるが、実際の現場はロータリーであり、駐車違反の標識がない。禁止の場所なら標識を立て、万人に分かるように教示することを求める。

７　決定書案

(1)　主文

本件異議申立てを棄却する。

(2)　理由

本件放置駐車は、駐車監視員が確認したものであるが、違反場所で撮影された写真等の関係資料によると、本件車両は、交差点側端から1.4メートルの位置に放置駐車されている事実が認められる。

本件交差点は、南北道路の西側に半環状の道路が接続する２つの交差点の内、南側の丁字路交差点で、２以上の道路の交わる部分であるため、道路交通法の定義する交差点に当たる。

また、交差点の側端から５メートル以内の道路の部分が法定の駐停車禁止場所であることは、自動車等の運転免許を受けた運転者は当然に理解していなければならないことであり、道路のどの部分が交差点側端から５メートル以内の道路の部分であるかは、道路形状から判断できる。

したがって、申立人の主張は認められない。

公安委員会 □　指示事項 □　意　見	

公安委員会 資料No. 4	放置違反金納付命令処分に対する異議申立てについて （平成25年11月11日(月)受理分）	平成26年1月30日 警務部

1　受理年月日

平成25年11月11日（月）

2　異議申立人

兵庫県西宮市　男性

3　処分の内容

平成25年11月5日（火）付け放置違反金納付命令処分

4　処分の原因

平成25年9月16日（月）、神戸市中央区内における放置駐車

5　申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めている。

6　申立ての理由

私の停めた場所から駐車禁止の標識は見えなかった。道路に白線で枠が描かれており、パーキング・チケットのあるパーキングだと思い停めた。停めた後、パーキング・チケットのボックスを探したがなかったので、トイレに行き、戻ったところで既に貼られた直後であった。

7　決定書案

(1)　主文

本件異議申立てを棄却する。

(2)　理由

本件駐車場所で撮影された写真等の関係資料によると、本件車両は、兵庫県公安委員会が道路標識によって指定した駐車禁止場所の、貨物の積み降ろしのための駐車枠内に駐車されており、駐車監視員が少なくとも3分間、運転者がその車両を離れて直ちに運転できない状態であることを確認したもので、本件駐車は放置駐車に当たる。

申立人は、時間制限駐車区間と誤解して駐車した旨を主張するが、本件車両の前後には、本件駐車場所の交通規制を示す道路標識が適正に設置されており、標識が示す規制の内容は容易に理解できるものである。

したがって、申立人の主張は認められない。

公安委員会 □　指示事項 □　意　見	

公安委員会 資料No. 5	暴力団対策法に基づく再発防止命令に係る意見聴取の実施及び公示（案）について	平成26年１月30日 刑事部 （組織犯罪対策局）

１　意見聴取の対象

指定暴力団六代目山口組二代目古川組　傘下組織

暴力団員　Ａ男

２　根拠

(1)　意見聴取の根拠

暴力団対策法第34条第１項

(2)　公示の根拠

同法第34条第２項

３　意見聴取を行うこととなる理由

指定暴力団六代目山口組の暴力団員が、今後も暴力的要求行為を行うおそれがあることから、同法に基づく再発防止命令を発出するため。

４　意見聴取通知書の送達及び公示日

１月31日（金）

５　実施日時、場所

(1)　日時

２月10日（月）午前10時から

(2)　場所

警察本部本館６階　意見聴取会場

６　主宰者

刑事部組織犯罪対策局 暴力団対策課 意見聴取官

公安委員会 □　指示事項 □　意　見	

公安委員会 資料No. 6	風俗営業（社交飲食店Ａ）に係る 行政処分（案）について	平成26年１月30日 生活安全部

１　行政処分の対象

営業種別　風俗営業（社交飲食店）

営 業 所　神戸市内

営 業 者　Ａ男

２　不利益処分の原因となる事実

Ａ男は、風俗営業及び飲食店営業の許可を受け、神戸市内において社交飲食店を営む者であるが、当該営業に関し、平成25年９月26日（木）午後４時43分ころ、営業所内において、同店女性従業員が男性遊客に対し性的サービスを行い、もって、営業所内で善良の風俗を害する卑わいな行為をしたものである。

３　処分内容

風俗営業及び飲食店営業の営業停止処分

４　聴聞手続

(1)　聴聞の通知と陳述書の提出

平成26年１月10日（金）に聴聞の通知をしたところ、同年１月20日（月）に、

「卑わい行為をした事実は間違いなく弁明する事もありませんので、聴聞は欠席します。反省しておりますので、できれば寛大な処分でお願いします。」

旨記載した陳述書の提出があった。

(2)　聴聞の終結

当事者は、平成26年１月24日（金）に予定していた聴聞に出頭しなかった。

５　量定案

風俗営業及び飲食店営業の営業停止　　42日

公安委員会 □ 指示事項 □ 意　見	

公安委員会 資料No. 7	風俗営業（社交飲食店Ｂ）に係る行政処分（案）について	平成26年１月30日 生活安全部

１　行政処分の対象

営業種別　風俗営業（社交飲食店）

営 業 所　神戸市内

営 業 者　Ｂ男

２　不利益処分の原因となる事実

Ｂ男は、風俗営業及び飲食店営業の許可を受け、神戸市内において社交飲食店を営む者であるが、当該営業に関し、平成25年９月２日（月）午後３時48分ころ、営業所内において、同店女性従業員が男性遊客に対し性的サービスを行い、もって、営業所内で善良の風俗を害する卑わいな行為をしたものである。

３　処分内容

風俗営業及び飲食店営業の営業停止処分

４　聴聞手続

(1)　聴聞の通知と陳述書の提出

平成26年１月14日（火）に聴聞の通知をしたところ、同年１月16日（木）に、

「事実は間違いなく証拠書類等もありません。また、弁明することもありませんし、どの様な処分も受ける覚悟でおりますので、聴聞は欠席します。処分については、受ける予定ですが、できれば寛大な処分をお願いします。」

旨記載した陳述書の提出があった。

(2)　聴聞の終結

当事者は、平成26年１月24日（金）に予定していた聴聞に出頭しなかった。

５　量定案

風俗営業及び飲食店営業の営業停止　　42日

公安委員会 □ 指示事項 □ 意　見	

公安委員会 資料No. 8	風俗営業（社交飲食店Ｃ）に係る行政処分（案）について	平成26年１月30日 生活安全部

１　行政処分の対象

営業種別　風俗営業（社交飲食店）

営 業 所　神戸市内

営 業 者　法人Ｃ

２　不利益処分の原因となる事実

法人Ｃ（代表者Ｃ男）は、風俗営業及び飲食店営業の許可を受け、神戸市内において社交飲食店を営む者であるが、当該営業に関し、平成25年９月26日（木）午後３時20分ころ、営業所内において、同店女性従業員が男性遊客に対し性的サービスを行い、もって、営業所内で善良の風俗を害する卑わいな行為をしたものである。

３　処分内容

風俗営業及び飲食店営業の営業停止処分

４　聴聞手続

(1)　聴聞の通知と陳述書の提出

平成26年１月14日（火）に聴聞の通知をしたところ、同年１月15日（水）に、

「事実は間違いなく、証拠書類等もありません。また、弁明する事もありませんし、どの様な処分も受ける覚悟でおりますので、聴聞は欠席します。処分については、受ける予定ですが、できれば寛大な処分をお願いします。」

旨記載した陳述書の提出があった。

(2)　聴聞の終結

当事者は、平成26年１月24日（金）に予定していた聴聞に出頭しなかった。

５　量定案

風俗営業及び飲食店営業の営業停止　　42日

公安委員会 □ 指示事項 □ 意　見	

公安委員会 資料No. 9	風俗営業（社交飲食店Ｄ）に係る行政処分（案）について	平成26年１月30日 生活安全部

１　行政処分の対象

営業種別　風俗営業（社交飲食店）

営業所　姫路市内

営業者　Ｄ女

２　不利益処分の原因となる事実

Ｄ女は、風俗営業及び飲食店営業の許可を受け、姫路市内において社交飲食店を営む者であるが、当該営業に関し、平成25年９月13日（金）午後10時43分ころ、営業所内において、同店女性従業員が男性遊客に対し性的サービスを行い、もって、営業所内で善良の風俗を害する卑わいな行為をしたものである。

３　処分内容

風俗営業及び飲食店営業の営業停止処分

４　聴聞手続

(1)　聴聞の通知と陳述書の提出

平成26年１月15日（水）に聴聞の通知をしたところ、同日、

「平成26年１月24日（金）の聴聞に出席して意見を述べ、証拠書類等の提出を行うことができることは分かりました。家庭の事情の為、欠席します。」

旨記載した陳述書の提出があった。

(2)　聴聞の終結

当事者は、平成26年１月24日（金）に予定していた聴聞に出頭しなかった。

５　量定案

風俗営業及び飲食店営業の営業停止　　42日

公安委員会 □　指示事項 ☑　意　　見	委員から、「事案を現認してから、実際に処分が下されるまでに時間が掛かっていると思われるので、早めの処理に努めていただきたい。」旨の発言があり、生活安全部長より「迅速な処理に心掛けていく。」旨の説明があった。

公安委員会 資料No. 10	福岡県公安委員会からの援助要求に伴う警察官の派遣（案）について	平成26年1月30日 警備部

福岡県公安委員会から、警察法第60条第１項の規定に基づき援助要求を受けたので、次のとおり警察官を派遣する。

１　派遣理由

福岡県内における特定危険指定暴力団五代目工藤會対策に万全を期すため。

２　派遣警察官

管区機動隊員

３　派遣期間

[redacted]

４　派遣を必要とする区域

特定危険指定暴力団五代目工藤會対策上必要な北九州地区等

公安委員会 □　指示事項 □　意　　見	

公安委員会 資料No. 11	警察署協議会の開催結果について （平成25年第４四半期〔10月～12月〕）	平成26年１月30日 総務部

1　開催警察署協議会数

47警察署協議会

2　平均出席率

85.9%

3　平均開催時間

１時間30分

4　諮問事項等（主なもの）

(1)　諮問事項

ア　総警務部門

若手警察官の育成（尼崎北）

イ　刑事部門

車上ねらい検挙対策（朝来）

ウ　生活安全部門

振り込め詐欺の抑止対策（甲子園）

エ　地域部門

実態に即した年末警戒活動の実施（兵庫）

オ　交通部門

交通指導取締りのあり方（神戸西）

カ　警備部門

災害対策の推進（伊丹）

【部門別諮問件数】

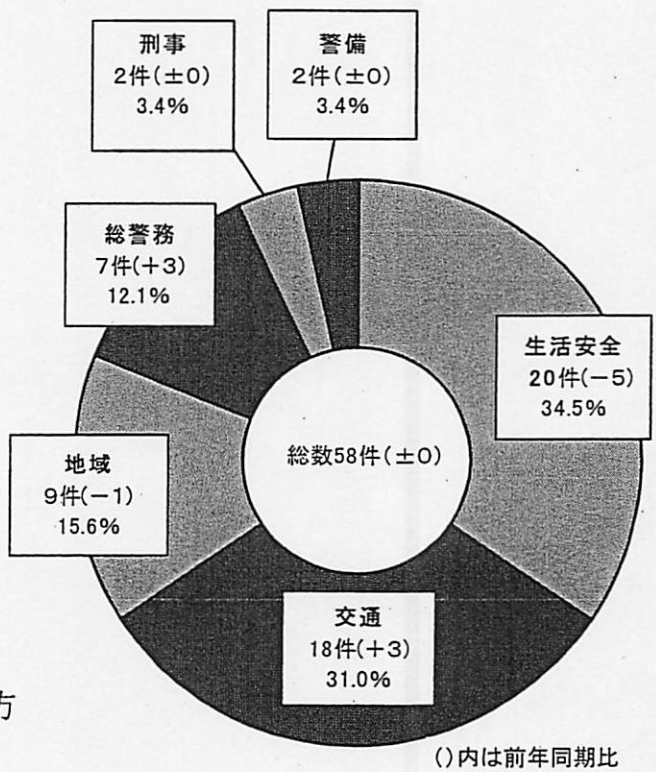

()内は前年同期比

(2)　その他の活動

警察署協議会委員と若手警察官の意見交換等

公安委員会 □　指示事項 □　意　見	

公安委員会 資料No. 12	被疑者取調べ監督の実施状況について（平成25年1月～平成25年12月）	平成26年1月30日 総務部

1　被疑者取調べの実施状況

	平成25年	平成24年	増減
取調べ件数	84,929	91,281	-6,352

2　取調べ室等に対する視認状況

	平成25年	平成24年	増減
確認回数	80,247	81,246	-999
視認室数	158,677	164,208	-5,531

3　巡察の実施状況

（回）

	平成25年	平成24年	増減
警察署	5,653	5,894	-241
篠山留置施設	69	61	+8
本部執行隊	95	170	-75
少年鑑別所	656	862	-206
合計	6,473	6,987	-514

4　苦情の申出状況

	平成25年	平成24年	増減
苦情受理件数	25	33	-8

5　監督対象行為の発生状況

	平成25年	平成24年	増減
発生件数	5	4	+1

6　教養状況

(1)　各所属幹部による教養

(2)　本部取調べ監督室による各種専科・講習等における教養（102回）

(3)　ブロック別取調べ監督官等会議（５ブロック対象・各２回）

(4)　全所属に対する「被疑者取調べ監督制度に関する小テスト」の実施

(5)　交番等勤務員に対する応問の実施（1,615名）

公安委員会 □　指示事項 □　意見	

公安委員会	平成25年度２月補正予算（緊急経済対策）	平成26年１月30日
資料No. １３	（案）の概要について	総務部

１　補正の目的

緊急防災・減災事業債を活用し、未耐震の11警察署のうち、建替を予定している４警察署を除く、７警察署について耐震改修設計及び工事を前倒し実施して、災害発生時に警備対策の拠点となる警察署の早期耐震化を図るもの。

２　補正の概要

警察施設緊急防災・減災対策事業　　４，１７３，４００千円

○警察署耐震改修事業

（単位：千円）

施設名	建築年度	敷地		施設	事業費		
	（経過年数）	所有者	面積（㎡）	面積（㎡）		H25補正	H26以降
社　署	S56（31）	県	3,864	2,439	701,000	701,000	0
朝来署	S44（43）	県	2,731	1,375	575,100	575,100	0
洲本署	S49（39）	県	3,251	1,695	647,000	647,000	0
灘　署	S54（33）	県・市	1,772	3,971	1,541,100	409,100	1,132,000
葺合署	S42（45）	神戸市	3,206	3,040	1,203,200	596,300	606,900
甲子園署	S53（34）	西宮市 他	2,084	3,330	1,219,400	611,100	608,300
尼崎北署	S50（37）	尼崎市	2,760	3,027	1,292,800	633,800	659,000
警察署耐震　計				18,877	7,179,600	4,173,400	3006,200

公安委員会	
□ 指示事項 □ 意　見	

公安委員会 資料No. 14	平成25年度兵庫県警察駅伝競走大会の実施について	平成26年１月30日 警務部

１　実施日時

１月31日（金）午前11時00分から午後３時50分までの間

２　実施場所

三木総合防災公園陸上競技場（三木市志染町三津田1708番地）

３　駅伝競技

チーム編成等（60チーム、登録選手300人、出場選手240人）

部別	出場選手(人)	登録選手(人)	区間等	区間距離（km）	
１部 20チーム	5	6	５区間 (16.7km)	１区	5.1
				２区	2.3
				３区	2.3
				４区	2.3
				５区	4.7
２部 20チーム	4	5	４区間 (14.4km)	１区	5.1
				２区	2.3
				３区	2.3
				４区	4.7
３部 20チーム	3	4	３区間 (12.1km)	１区	5.1
				２区	2.3
				３区	4.7

４　男子及び女子ロードレース競技

(1)　出場選手

ア　駅伝競技の補欠選手

イ　希望により出場する選手（駅伝競技出場選手の出場は不可）

ウ　所属別の割当による選手（女子ロードレースのみ）

(2)　競技距離

ア　男子ロードレース競技（35歳未満の部及び35歳以上の部）　5.1km

イ　女子ロードレース競技　2.8km

５　表彰

(1)　駅伝競技

ア　団体賞～各部の第１位から第３位までのチーム

イ　区間賞～各部の各区間第１位の選手

(2)　男子及び女子ロードレース競技

ア　男子ロードレース競技～各部第１位から第６位の選手

イ　女子ロードレース競技～第１位から第３位の選手

公安委員会 □　指示事項 □　意　見	

公安委員会 資料No 15	損害賠償請求事件の応訴について	平成26年1月30日 警務部

1　関係者

原告　男性

被告　兵庫県

2　提訴年月日及び裁判所

平成25年12月18日（水）　伊丹簡易裁判所

3　損害賠償請求事件の概要

(1)　訴訟の原因となった事案

平成25年２月15日（金）午前10時10分ころ、兵庫県伊丹警察署の警察官は、物件事故発生との110番指令を受け、事故現場である商業施設駐車場に臨場した。

警察官は、事故当事者である原告に事情聴取等したところ、原告運転車両が無車検・無保険であることが判明したことから、原告を同署に任意同行の上、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法違反の被疑者として取り調べるなど所要の捜査を行い、同年５月20日（月）、兵庫県伊丹警察署長は、本件事件を伊丹区検察庁検察官に事件送致した。

(2)　本件訴訟の提起

上記事案に関し、原告は、免許停止６日間の軽微な道路交通法違反であるにもかかわらず、警察が本件違反を簡易裁判所まで上申したことにより罰金30万円の判決を受け、以来眠れない日が続き自律神経失調症になるなど精神的苦痛を被ったとして、兵庫県に対し、100万円の損害賠償を求める訴えを提起した。

4　応訴の理由

検察官への事件送致は、刑事訴訟法第246条により義務付けられているものであり、本件事件は、同条ただし書きにより事件送致が除外されている検察官指定事件（微罪処分事件、簡易送致事件）ではなく、交通反則通告制度が適用される道路交通法違反でもないことから、本件事件を送致したことに違法はない。

公安委員会 □　指示事項 □　意　見	

公安委員会 資料No. 16	裁決取消等請求事件における訴えの変更に対する応訴について	平成26年1月30日 警務部

1　原告

兵庫県川辺郡　男性

2　被告

(1)　変更前

兵庫県（代表者兼処分行政庁　兵庫県公安委員会、処分行政庁　兵庫県警察本部長）

(2)　変更後

兵庫県（代表者　兵庫県知事）

3　事案の概要

(1)　本件違反

平成24年５月13日（日）、兵庫県尼崎市内における速度違反

(2)　本件処分

平成24年８月21日（火）付け運転免許の効力の停止処分（30日）

(3)　本件裁決

原告は、平成24年10月１日（月）、本件処分の取消しを求める審査請求を申し立て、兵庫県公安委員会は、平成25年２月14日（木）、この審査請求を棄却裁決した。

4　訴訟の提起

原告は、平成25年７月31日（水）、「警察官が特定した違反車両と原告車両は異なる車両であり、原告が既に受けた行政処分は不当である。」として、本件処分及び本件裁決の取消しを求め、神戸地方裁判所に提訴した。

5　訴えの変更

原告は、請求の趣旨を、「次回の運転免許証の更新に際して、優良運転者区分の運転免許証の交付を受ける権利を現時点で有していることの確認を求める請求」に交換する、訴えの変更を申し立てた。

6　応訴の方針

(1)　応訴の理由

原告の訴えは補充性の要件を欠いており、また、現時点ではそのような将来の地位は確認しえないので、原告の訴えは不適法であることから、訴えの却下を求めて応訴する。

(2)　応訴の体制

特別担当弁護士を訴訟代理人に、訟務官以下警察職員を指定代理人に選任して応訴する。

公安委員会 □　指示事項 □　意　見	

公安委員会 資料No. 17	「姫路市網干区における死傷者多数を伴う工場爆発事故事件」の送致について	平成26年1月30日 刑事部

1　送致年月日

平成26年1月28日（火）

2　送致所属

捜査第一課、網干警察署

3　送致罪名

業務上過失致死傷

4　被疑者

(1)　住所　千葉県茂原市
　　会社員　　A男

(2)　住所　兵庫県たつの市
　　会社員　　B男

(3)　住所　兵庫県姫路市
　　会社員　　C男

(4)　住所　兵庫県姫路市
　　会社員　　D男

(5)　住所　兵庫県姫路市
　　会社員　　E男

5　被害者

死　者　1名

負傷者　35名

6　事案の概要

被疑者らは、アクリル酸が爆発する危険性があるにも関わらず、何ら安全対策の検討もせず、事故防止に関する指示等も怠った過失により、平成24年9月29日午後2時34分ころ、姫路市網干区所在の株式会社日本触媒姫路製造所において、タンクを爆発するに至らせ、1名を死亡させるとともに、他35名に傷害を負わせたもの。

公安委員会 □　指示事項 □　意　見	

公安委員会 資料No. 18	ストーカー規制法に基づく警告の実施結果について	平成26年1月30日 生活安全部

1　実施件数

4　件（昨年実施件数～59件　前年比＋５件）

2　実施状況

	実施月日 実施所属	行為者	被害者	関係	行為の態様
1	12月17日(火) 生田署	愛知県 居住の 男性	神戸市 居住の 女性	知人	・待ち伏せ
2	12月24日(火) 生田署	神戸市 居住の 男性	神戸市 居住の 女性	元交際相手	・義務無き行為の要求 ・粗野又は乱暴な言動 ・連続電話
3	12月27日(金) 淡路署	洲本市 居住の 女性	淡路市 居住の 女性	夫の不倫相手	・押し掛け ・義務無き行為の要求
4	12月27日(金) 丹波署	西宮市 居住の 男性	丹波市 居住の 女性	元交際相手	・つきまとい ・義務無き行為の要求

公安委員会 □　指示事項 □　意　見	

公安委員会 資料No. 19	特殊詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進月間の実施について	平成26年1月30日 生活安全部 刑事部

1　趣旨

平成25年中の特殊詐欺の被害が、全国的に認知件数、被害額ともに大幅に増加している現状を踏まえ、全国一斉にみだしの強化推進月間が実施されることに伴い、県警察を挙げて取締活動及び予防活動を集中的に推進し、特殊詐欺被害の抑止を図るもの。

2　実施期間

２月１日（土）から２月28日（金）までの１箇月間

3　取締活動の強化

(1)　特殊詐欺事件被疑者の現場検挙及び突き上げ捜査の徹底

(2)　基礎捜査の徹底

(3)　助長犯罪被疑者の検挙

4　予防活動の強化

(1)　広報啓発活動の推進

(2)　押収名簿を活用した防犯指導の徹底

(3)　水際対策の強化

ア　県下一斉「声かけ訓練日」の設定（２月７日(金)）

イ　県下一斉「ＡＴＭ集中警戒日」の設定（２月14日(金)）

5　犯行ツール対策の徹底

(1)　口座凍結依頼

(2)　犯罪利用携帯電話の契約者確認の求め

(3)　犯罪利用レンタル携帯電話等の解約依頼

公安委員会 □　指示事項 □　意　見	

公安委員会 資料No. 20	第５回兵庫県爆発物原料取扱事業者等連絡協議会の開催について	平成26年１月30日 警備部

１　協議会の目的

爆発物の原料となり得る物質等の取扱事業者、関係行政機関、その他団体及び兵庫県警察が緊密な連絡体制を確保するとともに、不審購入者にかかる情報が迅速・的確に通報される体制を構築し、官民一体となって爆弾テロの未然防止を図る。

２　日時

２月７日（金）午後１時30分から午後３時00分までの間

３　場所

兵庫県警察本部　本館21階　大会議室

４　参加機関等

行政機関、教育機関、農協・肥料関係団体、医療関係団体、薬局等

５　協議会内容

(1)　議案審議

ア　役員（会長）の改選について

イ　新会員の承認について

(2)　情勢報告

ア　国際テロ情勢について

イ　爆発物原料対策について

(3)　講演

爆発物について（科学捜査研究所）

(4)　実演

不審購入者に対する対応要領

公安委員会 □　指示事項 □　意　　見	